

伊佐市告示第 123 号

伊佐市新庁舎カフェ運営事業について、公募型プロポーザル方式による手続を開始するので公告する。

令和 8 年 9 月 8 日

伊佐市長 橋本 欣也



1 事業の目的

伊佐市新庁舎カフェ運営事業は、市の行政財産を有効活用し、来庁者の利便性向上を図るとともに、「にぎわい創出・地域活性化」を推進し、新庁舎が目指す「誰もが立ち寄りやすい市民に開かれた庁舎」の実現に向け、カフェの設置・運営を行う優れた事業者を選定することを目的とする。

2 事業概要

- (1) 事業名 伊佐市新庁舎カフェ運営事業
- (2) 事業内容 伊佐市新庁舎カフェ運営事業仕様書のとおり
- (3) 使用許可期間 使用許可日から令和 12 年 3 月 31 日まで

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、市内に住所若しくは主たる事業所を有する個人又は市内に本店を有する法人で、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の中立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- (5) 市町村税を滞納していないこと。
- (6) 伊佐市建設工事等指名競争入札参加者等の指名基準及び指名停止に関する要綱（平成 20 年告示第 80 号）による指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 伊佐市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 25 号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (8) 営業開始までに、食品衛生法その他関係法令に基づく営業に必要な許可等を取得できる見込みがあること。

4 実施スケジュール

	項目	期日等
①	公告（公募開始）	令和8年9月8日（火）
②	参加表明書の受付期間	令和8年9月8日（火） ～令和8年10月23日（金）
③	現地確認受付期間	令和8年9月8日（火） ～令和8年9月25日（金）
④	現地確認実施日	令和8年9月30日（水） ～令和8年10月1日（木）
⑤	質問受付終了	令和8年10月9日（金）
⑥	質問回答	令和8年10月16日（金）
⑦	参加資格審査	令和8年10月27日（火）
⑧	「参加資格審査結果通知書」の送付	令和8年10月28日（水）
⑨	事業提案書の受付期間	令和8年10月28日（水） ～令和8年11月20日（金）
⑩	プレゼンテーション参加要請書の送付	令和8年11月26日（木）
⑪	プレゼンテーション審査日（予定）※1	令和8年12月3日（木）
⑫	結果通知	令和8年12月8日（火）
⑬	使用許可手続き（予定）	令和8年12月下旬頃
⑭	営業開始予定日	令和9年5月6日（木）

5 担当部署

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里1888番地

伊佐市役所 財政課 庁舎建設係

電話：0995-23-1311（内線1146・1147）

電子メール：chosha@city.isa.lg.jp【要着信確認】

※その他詳細は、「伊佐市新庁舎カフェ事業者選定プロポーザル実施要項」を参照のこと。